

総 税 市 第 2 4 号
平成 2 3 年 4 月 2 7 日

各 道 府 県 総 務 部 長
殿
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長

総 務 省 自 治 税 務 局 市 町 村 税 課 長
(公 印 省 略)

東日本大震災の被災者に対する勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の不適格払出しに係る還付の取り扱いについて

平成 2 3 年 4 月 2 7 日に公布施行された「地方税法の一部を改正する法律」（平成 2 3 年法律第 3 0 号）により還付・充当（以下「還付等」という。）を行うこととされた東日本大震災の被災者に対する勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形貯蓄」という。）の不適格払出しに係る道府県民税利子割の取扱いについては、下記を踏まえて各都道府県において適切に処理されるようお願いします。

また、各都道府県においては、還付請求書の審査等に際し、国税当局との間において執務上必要な相互協力を一層推進し、適切に処理するようお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 特例の趣旨

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成 2 3 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、財形貯蓄に係る契約（以下「財形貯蓄契約」という。）の要件に該当しないこととなる事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものであることについて税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載のある書面を、当該財形貯蓄契約に係る利子等の支払い又はその取扱いをする者の営業所等の長に提出されたものについては、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 2 3 条第 1 項第 1 4 号に規定する利子等から除くこととされた。

また、「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い法附則第 4 6 条に規定する既に徴収された道府県民税利子割額がある場合には、当該徴収された利子割額のある勤労

者の請求により還付等することとされた。

2 都道府県における事務処理手続き等

各都道府県においては、平成23年4月26日以前に財形貯蓄契約の要件に該当しない払出しが行われたことにより道府県民税利子割を徴収したもののうち、当該払出しの事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものであった場合には、当該勤労者からの請求により当該利子割の額を還付することとなるが、その取扱いについては以下によるものとする。

(1) 還付請求書の受付

当該勤労者から還付の申し出があった場合には、別紙1「還付請求書」に加え、利子割が徴収されたことを証する利息計算書（銀行等から払出しの際に交付されるもの）及び東日本大震災により被災したことを証する書類等（り災証明書や被災証明書震災が発生した時点において震災により被災した地域に住所があったことがわかる住民票の写し、保険証又は運転免許証その他の書類のコピー等。以下「証明書類」という。）の提出を求める。なお、証明書類の添付がない場合に、還付請求書に記載された住所地や「東日本大震災によって被害を受けたことにより財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し等を受けたことについての事情」欄の記載内容、「その他参考となるべき事項」欄の記載内容等から、添付がないことについてやむを得ない事情があると認められるときは、その添付を求めないことに留意する。

また、還付請求書の記載内容からは証明書類の添付がないことについての事情が確認できない場合であっても、請求者に連絡して証明書類の添付がないことの事情について確認する。

(2) 還付請求書の回付

利子割額の還付請求書については、法附則第46条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第28条の規定により法第24条第8項に規定する営業所等所在地の都道府県（以下「納税地の都道府県」という。）に対して行われるべきものであるが、被災した納税者の便宜に特に配慮する観点から、今回に限り、納税地の都道府県が当該納税者が提出した都道府県と異なっている場合であっても、当該都道府県において請求書を受け付け、納税地の都道府県に回付することができる取扱いとすることが適当である。

この場合、当該請求書の提出を受けた都道府県にあっては、当該請求者本人に対し、納税地の都道府県に回付する旨を説明した上で、当該請求書を受け付けることとする。

受け付けた還付請求書は、受付簿等により整理のうえ、回付すべき還付請求書について納税地の都道府県に送付するものとする。回付を受けた都道府県は、受付簿等により整理した上で、還付のための事務処理を行う。

なお、還付請求書を回付する場合における、法附則第46条の規定による還付の請求があった日とは、回付を受けた都道府県が還付請求書を受け付けた日となる。

(3) 還付請求書の審査

還付請求書を受理したときは、当該還付請求書及び当該還付請求書に添付されている証明書類に基づき、財形貯蓄契約の要件に該当しないこととなる事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものであるかどうかを審査する。なお、証

明書類や住所地から被災の事実が確認できる場合は、「東日本大震災によって被害を受けたことにより財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し等を受けたことについての事情」欄については補正の必要は無い。また、この欄に記載がなく添付書類や住所地から被災の事実が確認できない場合であっても、申請者に連絡し、震災によって被害を受けたことについて確認する。

審査の結果、還付が適当であると認められるものについては、法第71条の10第2項の規定により徴収された利子割の額を明らかにする書類（以下「税額証明書類」という。）に基づき還付請求金額に誤りがないかを確認する。

この場合において、税額証明書類に所得税額と利子割額との合計額のみ記載されている場合にあつては、当該合計額の4分の1の額に相当する額（1円未満切捨て）をもって当該徴収した利子割額とする。

なお、還付請求書に税額証明書類の添付がない場合にあつては、財形貯蓄の受入機関の営業所等に対し、別紙2「財産形成住宅（年金）貯蓄の目的外払出し等により徴収した道府県民税利子割額の確認について」を送付して、還付すべき利子割額の確認を行う。

また、還付請求金額に誤りがある場合には、当該還付請求者に連絡して当該還付請求金額を補正する。

(4) 還付等の処理

(3)の審査を了したものについては、当該都道府県における所要の手続きを経て還付等の処理をするものとする。

還付請求を却下する場合にあつては、任意の様式により却下の通知を行うこととする。この場合においては、当該通知書には行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定による教示の文言を記載すること。

3 施行にあたっての留意点

別紙1「還付請求書」及び別紙2「財産形成住宅（年金）貯蓄の目的外払出し等により徴収した道府県民税利子割額の確認について」の様式は、事務取扱上、必要と思われる項目を用いて作成したものであるため、各都道府県において事務処理の都合上必要な項目がある場合は、余白等に加えることとして差し支えないものとする。

別紙1

財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る
道府県民税利子割の還付請求書

〔東日本大震災によって被害を受けたことにより勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し等を受けたものである場合（地方税法附則第46条）〕

平成____年____月____日	請 求 者	住 所	〒 _____ (電話番号)
都道 _____府県 知事殿		ふりがな 氏 名	印
請求金額	還付を受け ようとする 銀行等又は 郵便局	(受取には便利な銀行等振込をできるだけご利用ください。)	
_____円 下記の徴収された道府県民税 利子割額を書いてください。		イ 銀行等 銀 行 本店・本所 金庫・組合 _____農協・漁協 支店・支所 _____預金 預金口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 _____
勤 務 先	所 在 地		
	名 称		
受入機関の 営業所等	所 在 地		
	名 称		
貯 蓄 の 種 類	・財産形成住宅貯蓄 ・財産形成年金貯蓄 (いずれかを○で囲んでください。)		
徴 収 さ れ た 等 利 子 割 額	・道府県民税利子割の額 _____円 ・徴収の年月日 (平成 ____年 ____月 ____日)		
東日本大震災によって 被害を受けたことにより 財産形成住宅（年金）貯蓄 の払出し等を受けたこと についての事情			
その他参考となるべき事項			
添 付 書 類 の 名 称			

別紙 1

還付請求にあたっての注意事項

- 1 この還付請求書を提出して特別徴収税額の還付が受けられるのは、平成23年3月1日から平成23年4月26日までの間に、東日本大震災によって被害を受けたことにより財産形成住宅（年金）貯蓄を払い出したり、又は解約した場合で、その払出しや解約に係る利子、収益の分配又は差益について地方税法第71条の10の規定により徴収された道府県民税利子割額がある場合です。
- 2 この還付請求書は、財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄の別に作成し、平成24年3月10日までに、受入機関の営業所等所在地の都道府県税務事務所に提出してください。
 - (1) 被災証明書や被災証明書など、東日本大震災によって被害を受けたことが判る書類、震災の時点において震災により被害を受けた地域に住所地があったことが確認できる住民票の写し、運転免許証や健康保険証の写しなどを添付してください。
 - (2) 財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し又は解約に係る利子、収益の分配又は差益について徴収された道府県民税利子割の額及びその徴収の年月日がわかる利息計算書などを添付してください。

(注) これらの書類を紛失したことなどの理由により添付できないときは、「その他参考となるべき事項」欄にその理由を記載してください。
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「勤務先」欄には、財産形成住宅（年金）貯蓄申込書を金融機関等に提出する際に経由した勤務先の所在地及び名称を記入してください。
 - (2) 「受入機関の営業所等」欄には、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所について記入してください。
 - (3) 「東日本大震災によって被害を受けたことにより財産形成住宅（年金）貯蓄の払出し等を受けることについての事情」欄には、「震災により〇〇に被害を受け資金が必要となったため」など、東日本大震災によって被害を受けたことにより払出し等を受けたことの事情を簡単に記載してください。
- 4 所得税の還付を受けるためには、住所地の所轄税務署長に対して、別途、還付請求を行う必要があります。

(別紙2)

平成 年 第 月 号 日

住 所	
氏 名	御中

都道府県知事

財産形成住宅（年金）貯蓄の目的外払出し等により徴収した道府県民税利子割額の確認について

このことについて、下記の貯蓄者に係る財産形成住宅（年金）貯蓄の目的外払出し等により徴収した道府県民税利子割額等の状況を確認したいと思いますので、ご多忙のところお手数ですが、下記の期限までにご回答くださるようお願いいたします。なお、ご不明の点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

貯蓄者	住 所			
	氏 名			
勤務先	所在地			
	名 称		電話番号	
貯蓄の種類等	貯蓄の種類	財産形成住宅貯蓄	財産形成年金貯蓄	
	徴収された利子割額		円	円
	徴収した年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

回答期限	平成 年 月 日	{ 担当者 所属 県税事務所 氏名 電話 (内線) }
------	----------	------------------------------------

平成 年 月 日

_____ 知事 殿

所在地 _____
 名 称 _____
 担当者氏名 _____ 電話 _____

下記の通り相違ありません。

貯 蓄 受 入 機 関 の 証 明 事 項

貯 蓄 者	住 所		
	氏 名		

貯蓄の種類	財産形成住宅貯蓄	財産形成年金貯蓄
払出し等の日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
払出利息額	円	円
うちそ及課税分	内 円	内 円
徴収した道府県民税利子	円	円
割の額 うちそ及課税分	内 円	内 円